



裁判官会議議事録（第294回）

大阪高等裁判所

日 時	令和6年12月20日（金）午後4時00分
場 所	大阪高等裁判所大会議室
出 欠 状 況	大阪高等裁判所長官 菅 野 雅 之 構成員等の出欠状況は別紙のとおり
	大阪高等裁判所事務局長 岩 井 一 真 大阪高等裁判所事務局次長 永 井 英 雄 大阪高等裁判所事務局総務課課長補佐 尾 川 昌 也
議事の概要	1 開会宣言 2 付議事項等及び結果 次に記載のとおり 3 閉会
<p>令和6年12月20日</p> <p>議事録作成者 </p> <p>議 長 </p>	

付 議 事 項 等	結 果
<p>1 承認事項</p> <p>(1) 裁判官の配置の改定について 資料 1</p> <p>(2) 令和 6 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について 資料 2</p> <p>(3) 令和 6 年度の事務分配等の定め第 2 条第 1 5 項による事件の配付替えについて 資料 3</p> <p>(4) 事務分配等の定めの規定による配付割合の変更について 資料 4 - 1 及び 4 - 2</p> <p>(5) 高等裁判所裁判官の職務代行について 資料 5</p>	<p>異議なく了承</p> <p>異議なく了承</p> <p>異議なく了承</p> <p>異議なく了承</p> <p>異議なく了承</p>
<p>2 付議事項</p> <p>令和 7 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めについて 資料 6</p>	<p>原案のとおり決定</p>
<p>3 報告事項</p> <p>(1) 令和 6 年度の事務分配等の定め第 2 条第 6 項後段による事件の配付替えについて 資料 7</p> <p>(2) 大阪高等裁判所管内の地方・家庭・簡易裁判所裁判官の職務代行について 資料 8</p> <p>(3) 令和 6 年度各種委員会委員等の補充等について 資料 9</p> <p>(4) 令和 7 年度各種委員会委員等の指名について 資料 1 0</p> <p>(5) 一般職員の人事について</p>	<p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p>

裁判官会議出欠表

所属	氏名	出欠	備考欄	所属	氏名	出欠	備考欄						
長官	菅野雅之	○		1	伊藤 寿	○							
1 民	部 嶋末和秀	○		刑	坂口裕俊	○							
	横路朋生	○			松井修	○							
	瀬戸茂峰	○			肥田薫	○							
	石本恵	○			2	小森田恵樹	○						
2 民	部 三木 奈子	○		刑	辛島 明	○							
	田中俊行	×			秋田志保	○							
	大川潤子	○			3	石川 恭司	○						
3 民	部 佐藤 哲治	×		刑	中川 綾子	○							
	檜皮高弘	○			園分 進	○							
	石丸将利	○			4	部 村越一浩	○						
	鈴木秀孝	○			赤坂宏一	○							
4 民	部 阪本 勝	○		刑	神原 浩	○							
	遠藤俊郎	○			5	部 坪井祐子	○						
	後藤慶一郎	○			安永武央	○							
	大野祐輔	○			荒木未佳	○							
5 民	部 徳岡由美子	○		刑	6	部 飯島健太郎	○						
	住山真一郎	○			大寄 淳	○							
	伊丹 恭	○			宇田美穂	○							
	新宮智之	○			7	部 田中健治	○						
6 民	部 東 亜由美	○		刑	上田卓哉	○							
	中山 誠一	○			島岡大雄	○							
	齋藤 毅	○			柴田 憲史	○							
	山田智子	○			8	部 森崎英二	○						
7 民	部 田中健治	○		刑	久末裕子	○							
	上田卓哉	○			奥野寿則	○							
	島岡大雄	○			山口敦士	○							
	柴田 憲史	○			9	部 長谷部幸弥	○						
8 民	部 森崎英二	○		刑	種村好子	○							
	久末裕子	○			金子隆雄	○							
	奥野寿則	○			島飼晃嗣	○							
	山口敦士	○			10	部 中垣内健治	○						
9 民	部 長谷部幸弥	○		刑	高橋伸幸	○							
	種村好子	○			竹添明夫	○							
	金子隆雄	○			鈴木紀子	○	承認事項の決 議前に着席						
	島飼晃嗣	○			11	部 長谷川 浩二	○						
10 民	部 中垣内健治	○		刑	真鍋 麻子	○							
	高橋伸幸	○			大河 三奈子	○							
	竹添明夫	○			12	部 牧 賢二	○						
11 民	部 長谷川 浩二	○		刑	島戸 真	○							
	真鍋 麻子	○			内田 貴文	○							
	大河 三奈子	○			13	部 黒野 功久	○						
12 民	部 牧 賢二	○		刑	木太 伸広	○							
	島戸 真	○			丸山 水穂	○							
	内田 貴文	○			14	部 本 多久美子	○						
13 民	部 黒野 功久	○		刑	小堀 悟	○							
	木太 伸広	○			寺本 佳子	○							
	丸山 水穂	○			蛭名 日奈子	○							
14 民	部 本 多久美子	○		<table border="1"> <tr> <td>出席</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>欠席</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72</td> </tr> </table>				出席	70	欠席	2	合計	72
	出席	70											
	欠席	2											
合計	72												
小堀 悟	○		<table border="1"> <tr> <td>職務代行</td> <td>伊藤 寛樹</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>岩井 一真</td> <td>○</td> </tr> </table>				職務代行	伊藤 寛樹	×	事務局長	岩井 一真	○	
職務代行	伊藤 寛樹	×											
事務局長	岩井 一真	○											
寺本 佳子	○												
蛭名 日奈子	○												

裁判官会議付議事項等

令和6年12月20日(金)

大阪高等裁判所

1 承認事項

- (1) 裁判官の配置の改定について

資料1

- (2) 令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について

資料2

- (3) 令和6年度事務分配等の定め第2条第15項による事件の配付替えについて

資料3

- (4) 事務分配等の定めの規定による配付割合の変更について

資料4-1及び4-2

- (5) 高等裁判所裁判官の職務代行について

資料5

2 付議事項

令和7年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めについて

資料6

3 報告事項

- (1) 令和6年度事務分配等の定め第2条第6項後段による事件の配付替えについて

資料7

- (2) 大阪高等裁判所管内の地方・家庭・簡易裁判所裁判官の職務代行について

資料8

- (3) 令和6年度各種委員会委員等の補充等について

資料9

- (4) 令和7年度各種委員会委員等の指名について

資料10

- (5) 一般職員の人事について

裁判官の配置の改定について

常任委員会 諮問日	実施年月日	部	変更事由	裁判官		備考
	R6.4.30	12民	転出	判事	和久田 斉	
	R6.5.7	13民	転出	判事	馬場 俊宏	
	R6.6.18	11民	転出	判事	山地 修	
	R6.6.28	2民	転出	判事	池上 尚子	
R6.6.17	R6.6.30	4刑	転出	判事	畑口 泰成	
			配置換(入)	判事	神原 浩	
		5刑	兼務	判事	神原 浩	
R6.7.1	R6.7.18	1民	定年退官	判事(部)	山田 明	
			転入	判事(部)	嶋末 和秀	
R6.8.5	R6.8.16	特別部	転出	長官	平木 正洋	
			転入	長官	菅野 雅之	
	R6.9.30	5刑	兼務解除	判事	神原 浩	
R6.9.10	R6.10.4	1刑	転出	判事(部)	辻川 靖夫	
			転入	判事(部)	伊藤 寿	
	R6.11.5	3刑	転出	判事	伊藤 寛樹	
R6.11.12	R6.12.1	2刑	定年退官	判事(部)	長井 秀典	
			転入	判事(部)	小森田 恵樹	
		特別部	定年退官	判事(部)	長井 秀典	
			配置換(入)	判事(部)	石川 恭司	

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について

司法行政事務の代理順序の改定

(12月1日実施)

改 定 前	改 定 後
<p>第5条（司法行政事務の代理順序）</p> <p>1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（別表）第5条第1項による司法行政事務の代理順序</p> <p style="text-align: center;">判 事 牧 賢 二</p> <p style="text-align: center;">判 事 長 井 秀 典</p>	<p>第5条（司法行政事務の代理順序）</p> <p>1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（別表）第5条第1項による司法行政事務の代理順序</p> <p style="text-align: center;">判 事 牧 賢 二</p> <p style="text-align: center;">判 事 石 川 恭 司</p>

事件の配付替えについて

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第15項に基づき、第13民事部に配付された下記1の事件及び第14民事部に配付された下記2の事件を他の部に配付替えする。

記

1 事件番号

[REDACTED]

(1) 事件名 損害賠償等請求控訴事件

(2) 控訴人

[REDACTED]

(3) 被控訴人

[REDACTED]

2 事件番号

[REDACTED]

(1) 事件名 損害賠償請求控訴事件

(2) 控訴人

[REDACTED]

(3) 被控訴人

[REDACTED]

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第1項及び第3項の規定による配付割合の変更について

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、令和6年6月1日から、当分の間、第12民事部に対する民事控訴事件、家事抗告事件、保護命令抗告事件、子の返還抗告事件及び家庭裁判所を第一審とする執行抗告事件の配付割合については、いずれも3とする。

裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め
の規定による配付割合の変更等について

- 1 第12民事部について、令和6年12月31日をもって、裁判官の配置等の定め第2条第15項の特別の事情がなくなることにより、以後、同条第1項の配付割合を適用する。
- 2 裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの規定にかかわらず、令和7年1月1日から3月末日まで、第5民事部に対する民事控訴事件の配付割合については、裁判官が3人配置されている部と同じとする。

(常任委員会諮問日)
自 令和6年4月20日
至 令和6年12月20日

○ 裁判所法第19条第1項(高裁裁判官の職務代行)

氏名	期	所属庁及び官職(発令時)	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
山 地 修	47	堺簡裁判事(司掌者)・大阪地家堺支判事(支部長)	命	R6.6.18	R6.8.31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
池 上 尚 子	46	姫路簡裁判事(司掌者)・神戸地家姫路支判事(支部長)	命	R6.6.28	R6.8.31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
畑 口 泰 成	48	大津地家判事(部総括)・大津簡裁判事	命	R6.6.30	R6.9.29	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
伊 藤 寛 樹	50	大阪地判事(部総括)・大阪簡裁判事	命	R6.11.5	R6.12.31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁判事
近 江 弘 行	62新	大阪地判事・大阪簡裁判事	命	R7.1.20		大阪高判事	【常任委員会諮問時】 東京地検検事・国土交通省大臣官房法務支援室長

令和7年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序を次のとおり定める。

令和6年12月20日

大阪高等裁判所

第1条（裁判官の配置）

全裁判官を分けて別紙のとおり部を構成する。

第2条（事務分配）

- 1 民事の事件は、別に定めるもののほか、第一審、民事控訴、行政控訴、再審及びその他の申請事件の種別ごとに、前年に引き続き第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。

この場合において、民事控訴事件の配付割合は、裁判官が4人以上配置されている部については各6、裁判官が3人配置されている部については各5とする。

配置する裁判官の数が月の2日以降に変更された場合は、その翌月1日からこの割合で分配する。

- 2 民事上告事件は、第12民事部にこれを配付し、同事件1件に対し民事控訴事件1件の割合で、同部への民事控訴事件の配付を減ずる。
- 3 民事の抗告事件（準再審を含み、第17項に掲げる抗告事件を除く。第9項及び第4条第3項において同じ。）は、家事抗告事件、保護命令抗告事件、子の返還抗告事件及び家庭裁判所を第一審とする執行抗告事件については第9民事部、第10民事部及び第12民事部に順次配付し（ただし、その配付割合は、裁判官が4人以上配置されている部については6、裁判官が3人配置されている部については5とする。配置する裁判官の数が月の2日以降に変更された場合は、その翌月1日からこの割合で分配する。）、執行抗告事件（第9民事部、第10民事部及び第12民事部に配付される執行抗告事件を除く。）、倒産抗告事件、民事保全抗告事件、商事非訟抗告事件（過料抗告事件を除き、民

事非訟抗告事件を含む。）、借地非訟抗告事件（罹災都市借地借家臨時処理抗告事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理抗告事件を含む。）、商事事件の担保提供命令抗告事件及び発信者情報開示命令抗告事件（これに付随する提供命令抗告事件及び消去禁止命令抗告事件を含む。）については第11民事部にそれぞれ配付し、次の換算割合に従って、当該部への事件の配付を減ずる。

- (1) 遺産分割抗告事件2件に対し民事控訴事件3件の割合
- (2) 保護命令抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (3) 労働仮処分抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (4) 子の返還抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (5) 引き続いての一時保護承認抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (6) 婚姻費用分担抗告事件、養育費抗告事件、扶養料に関する抗告事件及び財産分与抗告事件2件に対し民事控訴事件1件の割合
- (7) (1)から(6)まで以外の第9民事部から第12民事部までに配付すべき抗告事件3件に対し民事控訴事件1件の割合
- (8) 原審記録の重量5キログラム以上の民事保全抗告事件については(3)、(7)の換算割合の2倍の民事控訴事件に換算する。

その余の抗告事件については忌避関係抗告事件とこれを除く抗告事件とに区分して、前年に引き続き第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。

- 4 高等裁判所を第一審とする家事審判事件は、基本となる家事抗告事件が係属する部に配付する。
- 5 (1) 刑事の事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に定める抗告事件（以下「医療観察抗告事件」という。）を含む。）は、別に定めるもののほか、控訴、上告、再審（再審請求事件を含む。）、抗告、抗告受理の申立て及びその他の申請事件の種類ごとに、控訴事件については更に、これを裁判員裁判事件とそれ以外の事件に分け、前者

については、原審記録の重量5キログラム未満、同5キログラム以上15キログラム未満、同15キログラム以上（以下「S特配事件」という。）に区分し、後者については、原審記録の重量2.5キログラム未満、同2.5キログラム以上5キログラム未満、同5キログラム以上15キログラム未満、同15キログラム以上25キログラム未満、同25キログラム以上50キログラム未満（以下「特配事件」という。）、同50キログラム以上（以下「超特配事件」という。）に区分し、抗告事件については更に、これを少年抗告事件、医療観察抗告事件とそれ以外の事件に分け、それぞれの区分に応じて、前年に引き続き第1刑事部から第6刑事部までの各部に順次これを配付する。ただし、S特配事件、特配事件又は超特配事件として配付された事件が受理日から2か月以内に取り下げ又は被告人の死亡により終結した場合には、当該事件については、配付がなかったものとし、その直後に配付すべきS特配事件、特配事件又は超特配事件を当該部に配付する。

(2) 抗告受理の申立てについて受理決定をしたときは、その決定をした部に抗告事件を配付し、同一の少年について抗告と抗告受理の申立てがあったときは、先に係属した部に後に係属した事件を配付する。これらの場合においては、抗告受理の申立て1件として扱う。

6 新たに配付される事件について、配付される部の裁判官に除斥原因があるときは、その事件を次順位の部に配付し、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

事件が配付された後に除斥原因が発見され、又は生じた場合には、その部の申出により、高等裁判所長官（以下「長官」という。）において常任委員会に諮問して他の部に配付替えすることができる。配付替えをした場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

7 刑事訴訟法第428条の異議の申立事件は、原決定をした部で更正決定をしないときは、その部以外の刑事部に前年に引き続き順次これを配付する。

8 民事の裁判官又は裁判所書記官の除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は

裁判所書記官の属する部以外の民事部に、刑事の裁判官又は裁判所書記官の忌避及び回避申立事件は、当該裁判官又は裁判所書記官の属する部以外の刑事部に、それぞれ前年に引き続き順次これを配付する。

- 9 最高裁判所から差戻しを受けた事件は、民事部、刑事部の区別に従って、原裁判をした部以外の部に前年に引き続き順次これを配付する。ただし、第2条第3項により第9民事部に専属的に配付した抗告事件については第10民事部に、第10民事部に専属的に配付した抗告事件については第12民事部に、第12民事部に専属的に配付した抗告事件については第9民事部にそれぞれ配付し、第11民事部に専属的に配付した抗告事件については第9民事部、第10民事部及び第12民事部に順次配付し、本案に付随する民事の抗告事件については、本案事件の係属する部にこれを配付する。
- 10 第1項及び前項の規定にかかわらず、記録（原審記録又は差戻記録）の重量15キログラム以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件（第17項に掲げる控訴事件を除く。）については、その種別を問わず、重量50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものに区分して、特別に第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。ただし、重量50キログラム以上のものは、第9民事部から第12民事部までには配付しない。

事件が配付された後に記録の重量50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものであることが判明した場合には、その部から各特別配付の次順位の部にこれを配付替えする。この場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。
- 11 最高裁判所から嘱託を受けた和解勧試の事件は、原裁判をした部にこれを配付する。
- 12 相関連する事件は、関係各部が協議して一つの部から他の部にこれを移すことができる。事件を移した場合には、長官に通知するものとし、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。
- 13 上訴申立てによる強制執行停止、民事保全申請事件、刑事補償、費用補償請求

事件及びその他の本案に付随する申請事件は、本案の係属する部又は係属した部にこれを配付する。

- 14 特別部は、裁判所法第16条第4号の訴訟及び分限事件並びに次項により特に配付される事件を担当する。
- 15 裁判官会議において特別の事情があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、これと異なる取扱いをすることができる。
- 16 各部の前年度未済事件は、その部でこれを処理する。
- 17 第1項、第3項及び第10項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律又はパブリシティ権に関する民事及び行政控訴事件、民事及び行政抗告事件並びに民事及び行政再審事件(以下、控訴事件、抗告事件又は再審事件の区分に従い、「知的財産権控訴事件」、「知的財産権抗告事件」又は「知的財産権再審事件」という。)は、第8民事部にこれを配付し、次の区分に従い、同部への他の事件の配付を減ずる。
 - (1) 記録の重量15キログラム未満の知的財産権控訴事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、同15キログラム未満の民事又は行政控訴事件3件の割合
 - (2) 記録の重量50キログラム以上、同15キログラム以上50キログラム未満の知的財産権控訴事件1件に対し、それぞれ同50キログラム以上、同15キログラム以上50キログラム未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件1件の割合
 - (3) 知的財産権抗告事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、記録の重量15キログラム未満の民事又は行政控訴事件1件の割合
 - (4) 知的財産権再審事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、民事又は行政再審事件3件の割合

第8民事部を除くその余の民事部に事件が配付された後に、知的財産権控訴事件、知的財産権抗告事件又は知的財産権再審事件であることが判明した場合

には、その部から第8民事部にこれを配付替えする。

知的財産権控訴事件又は知的財産権再審事件を配付替えする場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

第3条（開廷の日割）

各部の開廷日割は、次のとおりとする。ただし、各部において必要があるときは、他の日にも開廷することができる。

第1民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第2民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第3民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第4民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第5民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第6民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第7民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第8民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第9民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第10民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第11民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第12民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第13民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第14民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第1刑事部	月、火、木曜日
第2刑事部	月、水、金曜日
第3刑事部	月、火、木曜日
第4刑事部	月、水、金曜日
第5刑事部	月、火、木曜日
第6刑事部	月、水、金曜日
特別部	随時

第 4 条（裁判事務の代理順序）

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別紙に掲げる順序によりこれを代理する。
- 2 特別部以外の各部の陪席裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ長官が定める順序により、他の部の陪席裁判官がこれを代理する。ただし、これによることができないときは、長官の指名する裁判官がこれを代理する。
- 3 部の裁判官全員に差し支えがあるときは、次の例により他の部の裁判官がこれを代理する。ただし、第 2 条第 3 項により第 9 民事部から第 12 民事部までに専属的に配付する抗告事件の処理については、第 9 民事部については、第 10 民事部及び第 12 民事部が順次代理し、第 10 民事部については、第 12 民事部及び第 9 民事部が順次代理し、第 11 民事部については、第 9 民事部、第 10 民事部及び第 12 民事部が順次代理し、第 12 民事部については、第 9 民事部及び第 10 民事部が順次代理し、代理部の裁判官全員に差し支えがあるときは、本文の例による。

差し支えのある部	代 理 す る 部	
	第 1 次	第 2 次
第 1 民事部	第 2 民事部	第 4 民事部
第 2 民事部	第 1 民事部	第 3 民事部
第 3 民事部	第 4 民事部	第 2 民事部
第 4 民事部	第 3 民事部	第 1 民事部
第 5 民事部	第 6 民事部	第 8 民事部
第 6 民事部	第 5 民事部	第 7 民事部
第 7 民事部	第 8 民事部	第 6 民事部
第 8 民事部	第 7 民事部	第 5 民事部
第 9 民事部	第 10 民事部	第 12 民事部
第 10 民事部	第 9 民事部	第 11 民事部

第11民事部	第12民事部	第14民事部
第12民事部	第11民事部	第13民事部
第13民事部	第14民事部	第10民事部
第14民事部	第13民事部	第9民事部
第1刑事部	第2刑事部	第4刑事部
第2刑事部	第1刑事部	第3刑事部
第3刑事部	第4刑事部	第6刑事部
第4刑事部	第3刑事部	第5刑事部
第5刑事部	第6刑事部	第2刑事部
第6刑事部	第5刑事部	第1刑事部

第1次及び第2次代理部に差し支えがあつて代理することができないときは、当日開廷の他の民事部又は刑事部で適宜代理する。

第5条（司法行政事務の代理順序）

- 1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別紙に掲げる順序によりこれを代理する。

附 則

この定めは、令和7年1月1日から施行する。

(別紙)

第1条による部の構成及び第4条第1項、第5条第2項による代理順序

第1民事部

裁判長	判 事	嶋 末 和 秀
	判 事	横 路 朋 生
	判 事	瀬 戸 茂 峰
	判 事	石 本 恵

第2民事部

裁判長	判 事	三 木 素 子
	判 事	田 中 俊 行
	判 事	大 川 潤 子

第3民事部

裁判長	判 事	佐 藤 哲 治
	判 事	檜 皮 高 弘
	判 事	石 丸 将 利
	判 事	鈴 木 秀 孝

第4民事部

裁判長	判 事	阪 本 勝
	判 事	遠 藤 俊 郎
	判 事	後 藤 慶一郎
	判 事	大 野 祐 輔

第5民事部

裁判長	判 事	徳 岡 由美子
	判 事	住 山 真一郎
	判 事	伊 丹 恭
	判 事	新 宮 智 之

第6民事部

裁判長	判事	東	亜由美
	判事	中山	誠一
	判事	齋藤	毅
	判事	山田	智子

第7民事部

裁判長	判事	田中	健治
	判事	上田	卓哉
	判事	島岡	大雄
	判事	柴田	憲史

第8民事部

裁判長	判事	森崎	英二
	判事	久末	裕子
	判事	奥野	寿則
	判事	山口	敦士

第9民事部

裁判長	判事	長谷部	幸弥
	判事	種村	好子
	判事	金子	隆雄
	判事	鳥飼	晃嗣

第10民事部

裁判長	判事	中垣内	健治
	判事	高橋	伸幸
	判事	竹添	明夫
	判事	鈴木	紀子

第11民事部

裁判長	判事	長谷川	浩二
-----	----	-----	----

判事	真鍋麻子
判事	大河三奈子

第12民事部

裁判長	判事	牧賢二
	判事	島戸真
	判事	内田貴文

第13民事部

裁判長	判事	黒野功久
	判事	木太伸広
	判事	丸山水穂

第14民事部

裁判長	判事	本多久美子
	判事	小堀悟
	判事	寺本佳子
	判事	蛭名日奈子

第1刑事部

裁判長	判事	伊藤寿
	判事	坂口裕俊
	判事	松井修
	判事	肥田薫

第2刑事部

裁判長	判事	小森田恵樹
	判事	辛島明
	判事	秋田志保

第3刑事部

裁判長	判事	石川恭司
	判事	中川綾子

	判 事	國 分 進
第4刑事部		
裁判長	判 事	村 越 一 浩
	判 事	赤 坂 宏 一
	判 事	神 原 浩
第5刑事部		
裁判長	判 事	坪 井 祐 子
	判 事	安 永 武 央
	判 事	荒 木 未 佳
第6刑事部		
裁判長	判 事	飯 島 健太郎
	判 事	大 寄 淳
	判 事	宇 田 美 穂
特別部		
裁判長	高等裁判所長官	菅 野 雅 之
	判 事	石 川 恭 司
	判 事	牧 賢 二
	判 事	種 村 好 子
	判 事	田 中 俊 行
	判 事	安 永 武 央
	判 事	岩 井 一 真
	判 事	肥 田 薫

【機密性2】

資料6

(別表)

第5条第1項による司法行政事務の代理順序

判 事	牧 賢 二
判 事	石 川 恭 司

事件の配付替えについて

令和6年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第2条第6項後段に基づき、第3刑事部に配付された下記の事件を他の部に配付替えする。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 事件番号 | ██ |
| 2 受理日 | 令和6年6月10日 |
| 3 事件名 | 再審請求棄却決定に対する即時抗告申立事件 |
| 4 被告人氏名 | ██ |
| 5 記録冊数 | 2冊 |
| 6 除斥原因を生じた裁判官名 | 伊藤寛樹 |
| 7 審理に関与した公判 | 本件確定判決の控訴審 |
| 8 当審進行 | 配てん直後 |

【機密性2】

資料8

(常任委員会諮問日)
自 令和6年4月20日
至 令和6年12月20日

○ 裁判所法第28条第1項、第31条の5及び第36条第2項関係（地家簡裁裁判官の職務代行）

氏名	期	所属庁及び官職（発令時）	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
竹内 壮太郎	73	神戸地家判事補・神戸簡裁判事	免		R6.7.24	大阪地家判事補・大阪簡裁判事	
中川 和俊	70	大阪地家判事補・大阪簡裁判事	命	R6.12.9		京都地家判事補・京都簡裁判事	

令和6年度各種委員会委員等の補充等について

(常任委員会諮問日)

自 令和6年 4月20日

至 令和6年12月20日

委員会等	役職	実施年月日	部別	旧		新		備考
				人数	氏名	人数	氏名	
判例委員会	委員	R6.7.18	民事	1	山田 明	10	中垣内 健治	任期R6.12.31
		R6.10.4	刑事	1	辻川 靖夫	6	飯島 健太郎	任期R6.12.31
		R6.12.1	刑事	2	長井 秀典	4	村越 一浩	任期R6.12.31
	幹事							
大阪弁護士会 懲戒委員会	委員							
	予備委員							
大阪弁護士会 綱紀委員会	委員							
	予備委員							
裁判例収集担当裁判官								

令和7年度各種委員会委員等の指名について

令和7年1月1日現在

委員会等	役職等	部別	委員等氏名	当初選任年月日	任期終了年月日	任期, 根拠規定等
判例委員会	委員	民事 4	阪本 勝	R5. 11. 14	R7. 12. 31	委員, 幹事及び書記の任命は, 高裁長官に委任 (書記は官職指定) 委員及び幹事の任期は当該司法年度内 (再任を妨げない。) ○判例委員会規程 3~7条
		民事 5	徳岡 由美子	R5. 5. 13		
		民事10	中垣内 健治	R6. 7. 18		
		民事12	牧 賢二	R4. 6. 6		
		民事13	黒野 功久	R5. 9. 11		
		民事14	本多 久美子	R4. 8. 22		
		刑事 3	石川 恭司	R4. 1. 17		
		刑事 4	村越 一浩	R6. 12. 1		
		刑事 5	坪井 祐子	R4. 11. 1		
		刑事 6	飯島 健太郎	R6. 10. 4		
	幹事					
選書等判導官						